

長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱について (案)

説明会:11月1日・7日に開催した条例骨子の地区説明会 ()内は会場名 県民意見:骨子に寄せられた県民からの意見

骨 子	発言の場 番号		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 No.	要 綱
	発言の場	番号			
1 条例の背景と目的	説明会 (飯田)	1	この条例で2003年で21.6%削減の自信はあるか。		
	説明会 (松本)	2	2003年で21.3%の削減の必要があるが、この条例でどの程度削減できるか目標を背景と目的に示してほしい。		
	県民意見	3	[地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定め、公表する]とあり、2003年4月に制定された[長野県地球温暖化防止県民計画]を当面、この計画とみなすとしている。また、温室効果ガス排出量を当面2010年までに6%削減[1990年度比]する目標を立てたが、現状としては2003年度では90年度比プラス15.3%を加えた21.3%の削減を図らなければならないとあるが、[長野県地球温暖化防止県民計画]を見直すことなくあと5年で21.3%の温室効果ガスの削減が可能であるのでしょうか。		
		4	第3段落最後に「長野の豊かな自然資源を…」との文章があるが、「長野県の豊かな自然資源を…」とすべきである。「長野」という表記は長野市のことを想起させてしまうものとする。		
		5	「2050年度に50%削減する」という最終目標を見据えて…2003年では…21.3%の削減を図らなければならないのが現状です。」とあるが、この条例でその削減目標を達成すると言う強い表現が必要である。そのために「この条例を施行することにより、2050年度に50%削減するものとする」。そうでないと空文化した条例になってしまう。		

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
		場	番号				
					1	(目的) この条例は、長野県環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化対策について、県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、これを推進することにより、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	
					2	(定義) この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。 (3) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。 ア 二酸化炭素 イ メタン ウ 一酸化二窒素 エ ハイドロフルオロカーボン オ パーフルオロカーボン カ 六ふっ化硫黄 (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。 (5) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他絶えず資源が補充されて枯渇することのないものとして規則で定めるエネルギーをいう。	
2	(1)県	県は、国、市町村、県民、事業者及び地球温暖化対策地域協議会などと協働して、地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。	説明会 (飯田)	7	・条例の協働は大事なことだ。ボトムアップ型の取組みが必要だ。条例を応援したい。	3	(県の責務) (1) 県は、国、市町村、事業者、県民及び長野県地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策推進法第24条の規定により県が指定した長野県地球温暖化防止活動推進センターをいう。)等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。 (2) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるものとする。
			県民意見	8	・地域協議会についての記述があるが、現在、地域協議会が設置されていない市町村が多いのではないかと。本条例において、地域協議会の設置の義務付けを明記すべきである。そうしないと、地域協議会との協働が、空文化してしまう。		
	(2)県民	県民は、日常活動に関し、地球市民としての責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。				5	(県民の責務) (1)県民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。 (2) 県民は、事業者又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
2 各 主 体 の 責 務	(3)事業者	事業者は、事業活動に関し、その社会的責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。				4 (事業者の責務) (1) 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。 (2) 事業者は、県民又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。
	(4)観光旅行者その他の滞在者	観光旅行者その他の滞在者は、県や市町村、県民及び事業者が実施する地球温暖化対策に協力する。				6 (滞在者及び旅行者の責務) 滞在者及び旅行者は、県、事業者及び県民が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。
	(注釈)	地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法により、都道府県と市町村には同様の責務が課されています。また、地方分権推進法により都道府県と市町村は対等の立場になりました。したがって、県が市町村に責務を課することは、これらの趣旨に反することになるので、市町村の責務は記載していません。ただし、事業者としての市町村(県)に対しては、義務が課されます。	県民意見	9	各主体の責務として、注釈に市町村の扱いが書かれている。地方分権推進法というものが存在し、対等の立場であると規定していることは理解したが、そのことと、条例のなかで市町村については言及しないということと全く別のことであると思う。では、県民や事業者あるいは観光旅行者は、県より下に位置するものであるということなのか？市町村が集まって県を構成していることをよく認識すべきである。法律上責務を課することができないからと言って市町村について言及しないことは、県を構成する重要な要素である市町村の働きを考えないことになってしまう。責務を課さずとも、県として市町村に温暖化防止への対策を進めるようアプローチすることは必要であり、県の責務として市町村に対して積極的なアプローチを行うことを明言するとともに、市町村に取り組んでもらわなければ困る事項は条例のなかで明確に示すべきである。	
3 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 計 画 の 策 定 等	趣 旨	県は、県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聴いて、地球温暖化対策に関する計画の策定、温室効果ガスの排出を抑制するための指針の策定、地球温暖化防止のために講じた施策の実施状況の把握及び評価を行い、その概要を公表します。	県民意見	10	指針の策定、実施状況の把握・評価に関する検討にあたっては、必要に応じて事業者と十分に協議・調整されるようお願いいたします。	
				11	指針の策定、実施状況の把握・評価に関する検討にあたっては、必要に応じて事業者と十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。	
				12	概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか？概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。 他にも「概要を公表」とある部分については、同様の意見である。	
a	県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定め、公表する。				7 (地球温暖化対策計画の策定) (1) 知事は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。 (2) 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標 イ 目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項 ウ その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項 (3) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更しようとするときは、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。 (4) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。	
	当面は、2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」を「地球温暖化対策に関する計画」とみなします。				49 (経過措置) この条例の施行日より前に知事が定めた長野県地球温暖化防止県民計画は、7の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。	

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
3	地球温暖化対策推進計画の策定等	b			8	(地球温暖化対策指針の策定) (1) 知事は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うために必要な事項についての指針(以下「地球温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。 (2) 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。	
		c	県民意見	12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)	9	(施策の評価及び見直し) (1) 知事は、県が地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況について、定期的に評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。 (2) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての評価を行うに当たっては、県民及び学識経験者等の意見を聴かななければならない。 (3) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての評価を行ったときは、速やかにこれを公表しなければならない。
4	(1) 県による地球温暖化対策	a	県民意見	13	・国の補助予算措置が協調補助が前提の場合、県からの助成が得られるか。	3	(県の責務) (1) 県は、国、市町村、事業者、県民及び長野県地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策推進法第24条の規定により県が指定した長野県地球温暖化防止活動推進センターをいう。)等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。 (2) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるものとする。
		b	県民意見	14	・必要に応じて協定を締結するのではなく、協定締結を基本的な前提とすべきである。協定締結を拒否する場合は、締結を拒否する地域(市町村・地区)あるいは事業者より、締結拒否の理由説明を求め、温暖化防止に有効な対策をとらない理由を合理的に説明させ、かつその内容を公開することにするべきである。現在の骨子のままでは、「必要に応じて」の判断基準が明確でないため、「必要性がなかった」との理由で何も協定締結がなされない可能性が高い。24時間営業を規制したいという明確な意思を示す必要がある。		
				15	・「県は、必要に応じて24時間営業または自動販売機に関して…」とあるが、「必要に応じて」という表現は極めて曖昧である。「一定規模以上あるいは必要に応じて」という表現にするべきである。 5(1) イも同様。		
		c					
		d					

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱		
4 県による地球温暖化対策	(1) 県による地球温暖化対策	e	説明会 (松本)	16	・地域の活動(ネットワーク協議会)に資金的援助をお願いしたい。		長野県環境基本条例 (財政上の措置) 第10条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
				県民意見	17			・財政上の措置の対象範囲はどのようなものか。
					18			・お客さまによるCO2排出削減対策としてのエコキュート(自然冷媒ヒートポンプ電気給湯機)やヒートポンプ空調機等、高効率機器導入への助成措置についてもご検討をお願いします。
					19			・お客さまによるCO2排出削減対策としてのエコキュート(自然冷媒ヒートポンプ電気給湯器)やヒートポンプ空調機等、高効率機器導入への助成措置についてもご検討をお願いします。 <理由> 最新のエコキュートは、従来型燃焼式給湯器に比べ、CO2排出量を約60%削減できます。また、京都議定書目標達成計画では、具体的なCO2削減計画として、2010年までにエコキュート約520万台、高効率空調機約12,000台の普及を目標としています。
f	県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う。	県民意見	20	・条例案の中で県の対応について掲げてありますが4(1)fでは調査、研究をこれから行うとしてあり県民、事業者への対策の義務化と平行に行うのは遅すぎる対応ではないか考えます。その例を含めもう少し具体的な内容・スケジュール等の説明が欲しいと云う意見です。	長野県環境基本条例 (調査及び研究の実施等) 第20条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。			
g	県は、市町村、県民、事業者、観光旅行者その他滞在者が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供する。				長野県環境基本条例 (情報の提供) 第19条 県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。			
			県民意見	21	・事業者だけでなく、県も建物を新築する場合は環境配慮計画を作成すべきである。従ってhとして以下を追加する。h「国、県、市町村など公共の建物は、新築・改装等をする場合は、規模に関わらず温暖化対策(断熱化・県産材の使用・再生エネルギー利用・屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画等を作成、公表する。」「[義務付け]			
(2) 事業者としての県による地球温暖化対策	a	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (1)事業活動に係る対策 b)	県民意見	22	・「グリーン電力」・・・とありますが、「グリーン電力証書」等の再生可能エネルギーのクレジットを保有するものも含める、と追記いただければ国内の再生可能エネルギー普及拡大へ寄与できるものと考えます。			
				23	・現在、チェーンストア各社は自主的な取り組みとして省エネ機器の導入など、温暖化防止対策に努めている。協会としても経済産業省の温暖化対策自主行動計画フォローアップに参加し、取り組み状況の報告を行っていることもあり、これらの自主的な取り組みをもって報告に代えさせていただきたい。なお、チェーンストアは広域的に共通のオペレーションを行うことでパフォーマンスを発揮するという特性があり、ある特定の地域のみでの対応は不向きであるという実情を考慮していただきたい。 さらに「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」とあるが、業種・規模を問わず全ての事業者を対象とするべきであり、一部の業種・規模の事業者に限定した義務化には反対です。			
				12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか?概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)			

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱				
4	県による地球温暖化対策	(2) 事業者としての県による地球温暖化	b	一定要件以上の事業者は、定期的に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[努力義務] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (2)交通・自動車利用に係る対策)	県民意見	12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)			
				c	一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (2)交通・自動車利用に係る対策 b)	県民意見	24	・準備期間的な期間を設けるその間は努力義務。		
							25	・一定規模とは何台を想定しているのか又その根拠となるものは何か。		
							12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)		
d	一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、温暖化対策(断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画書等を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (4)建築物に係る対策 b)	県民意見	12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)						
5	分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	事業者	a	全ての事業者は温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]			10	(事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制) 事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。	
				b	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (次ページに続く)	県民意見	26	・環境ISOの認証を受けている事業所では、環境ISOの活動を行う程度で良いのではないかと考えます。 (対象を環境ISOと同じ考え方としていただけると効率的に対応できます。また、コスト負担の問題などもあり、削減施策が変更する場合もあり、活動結果報告のみでもよろしいのではと考えます。)	11	(事業者排出量削減計画書の作成等) (1) 事業者のうち、規則で定める者(以下、「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。 ア 温室効果ガスの排出の状況 イ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標 ウ 計画の推進に係る体制等 (3) 特定事業者以外の事業者は、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。 (4) 事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。 (5) 事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した事業者排出量削減計画書及び変更後の事業者排出量削減計画書(以下、「事業者排出量削減計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。
						27	・温室効果ガスの排出状況報告・実績報告書の作成にあたり、電気の使用に伴うCO2排出量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に定められている一般電気事業者から供給を受ける場合の排出係数(全電源(火力、水力、原子力等)平均)を使用することをガイドライン等に明確に定めるようお願いいたします。 また、電力会社から供給を受ける場合、削減計画書、実績報告書の作成にあたり、電気の使用量の削減に伴うCO2削減量の算定にあたっては、温対法に定められている上記排出係数を使用すべきであり、ガイドライン等に明確に定めるようお願いいたします。			
						22	・「グリーン電力」・・・とありますが、「グリーン電力証書」等の再生可能エネルギーのクレジットを保有するものも含めると追記いただければ国内の再生可能エネルギー普及拡大へ寄与できるものと考えます。(再掲)			

骨 子				発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
5 分野別 の地球 温暖化 対策	(1) 事業 活動に 係る対 策	事業者 b	(前ページからの続き) (次ページに続く)	県民意見	28	<p>・温室効果ガスの排出状況報告・実績報告書の作成にあたり、電気の使用に伴うCO2排出量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に定められている一般電気事業者から供給を受ける場合の排出係数(全電源(火力、水力、原子力等)平均)を使用することをガイドライン等に定めていただけるようお願いします。</p> <p>また、電力会社から供給を受ける場合、削減計画書、実績報告書の作成にあたり、電気の使用量の削減に伴うCO2削減量の算定にあたっては、温対法に定められている上記排出係数を使用するべきであり、ガイドライン等に定めていただけるようお願いします。</p> <p><理由> 電気使用量削減によるCO2削減効果を評価するにあたっては、火力電源のCO2排出係数を使用する考え方がありますが、削減効果が過大に評価される懸念があります。</p>	12 13	<p>(事業者排出量削減実績報告書の提出等) (1) 事業者排出量削減計画書等を提出した事業者は、事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) (1)の規定により事業者排出量削減実績報告書を提出した事業者は、事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>(事業者排出量削減計画書等の公表) 知事は、事業者排出量削減計画書等又は事業者排出量削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。</p>
					29	<p>・一定規模以内の事業者は、温室効果ガスの排出状況、削減計画、実績報告書、の作成・提出が義務付けられないのでは、不公平が生じます。</p>		
					30	<p>・報告については、現在企業によっては、環境ISOの認証を受け組織的に取り組んでいます。今回の骨子では地域別、店舗毎の報告となり多くの店舗を有する企業は大変な負担となることが想定されます。会社全体として、経済産業省に報告をしている企業もありますので、一定規模以上で国に報告しているところは削除すべきです。</p>		
					23	<p>・現在、チェーンストア各社は自主的な取り組みとして省エネ機器の導入など、温暖化防止対策に努めている。協会としても経済産業省の温暖化対策自主行動計画フォローアップに参加し、取り組み状況の報告を行っていることもあり、これらの自主的な取り組みをもって報告に代えさせていただきたい。なお、チェーンストアは広域的に共通のオペレーションを行うことでパフォーマンスを発揮するという特性があり、ある特定の地域のみでの対応は不向きであるという実情を考慮していただきたい。</p> <p>さらに「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」とあるが、業種・規模を問わず全ての事業者を対象とするべきであり、一部の業種・規模の事業者に限定した義務化には反対です。(再掲)</p>		
					31	<p>・一定規模以上の事業者に対し各種報告・公表が義務付けられているが、すでに他法令により義務付けられている場合もあり、実質的にプラスの効果となるかどうか疑問である。</p>		
					32	<p>・事業者の報告・公表を適正に評価する指標及び体制、評価をフィードバックする仕組みがなければ効果はあがらず、事業者の事務負担を増大するだけに終始する懸念がある。また、公表する内容は市民にとって分かり易いものである必要がある。</p>		
					33	<p>・「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」として国で管理されているエネルギー管理指定工場は、経済産業局に対して毎年定期報告書と中長期計画書を提出しており、トップランナーとして現地調査を受け、内容が悪ければ立入検査を受けますので、これに該当する事業者は重複するような管理は必要ないと考えます。</p>		
34	<p>・また、再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関しては、お茶を濁す程度なら簡単であるが、温暖化対策として効果のある規模の導入というのは検討すればするほど難しい問題であり、現実的な効果はないのではと思われる。</p>							

骨 子				発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	事業者	b	県民意見	35	・エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者について省エネ法では事業所、工場を対象に1種、2種の規模に対して報告の義務化を課している。県条例案では事業者とあり複数の事業所、工場を持つ場合に集計等行う事は国への報告と別途集計が必要になる、省エネ法の報告と同じ考え方の報告で良いのではないか。		(前ページからの続き)
			12		・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか？概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)			
		ア	a	県民意見	36	・自動販売機の抑制については、全国的に評価されている『旧穂高町まちづくり条例』『旧穂高町穂高区まちづくり協定』等を取り寄せ参考にされる事をお薦めしたいと思います。基本的には、駐車場の無い所には自販機は認めない、夜間は自販機を止めるまちづくりです。	14	(24時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制) 規則で定める24時間営業事業者又は規則で定める自動販売機設置事業者(以下「24時間営業等事業者」という。)は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。
24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者		37	・24時間営業を行っている事業者、特にサービス業などは、営業権を尊重しつつも、需要と供給のバランスを考慮し、エネルギー消費に見合った供給の無い事業所は、営業時間の制限を設けるよう検討していただきたいと思います。					
温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。		38	・なぜ24時間営業事業者と自販機設置業者のみを対象とするのか明確な理由がなく著しく不公平である。ついては、この関係部分は条例から全面的に削除されたい。					
		39	・最近、ニュースでよく見る郊外への大型店出店問題も、環境問題のひとつです。農地をつぶし、コンクリートで固める。これこそ温暖化への近道です。更に、深夜営業によるエネルギーの消費、車の渋滞によるCO2の増加など、温暖化対策には、良いことは何も無いと思います。出店問題に、どのような結果ができるのか、大変心配です。大型店は来てほしくありません。大型店に限らず、深夜営業をするスーパーなど、規制できないのでしょうか。夜、働く人ももちろんいるでしょうけれど、(なるべく)夜は休むという、当たり前前を思い出して欲しいと思います。農業を続けられないという現実も問題でしょう。農業の担い手ができるよう、もっと、自給自足ができる国になるよう、国が考えるべきだとも思います。					
						全ての24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]		

骨 子				発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
				場	番号				
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	24 時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者	ア 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。	b	エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]	説明会 (松本)	40	・24時間の削減(ライフスタイルの変更)は大賛成だ。条例は市町村でも作るように県が働きかけてほしい。県では部局横断的なつながりの中で条例を運用して行ってほしい。	15 (24時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等) (1) 24時間営業等事業者のうち規則で定める者(以下「特定24時間営業等事業者」という。)は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 24時間営業等事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。 ア 温室効果ガスの排出の状況 イ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標 ウ 計画の推進に係る体制等 (3) 特定24時間営業等事業者以外の24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。 (4) 24時間営業等事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。 (5) 24時間営業等事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書及び変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書(以下「24時間営業等事業者排出量削減計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。
						県民意見	41	・「エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間を行う事業者」は、たとえば、「長野県内で24時間営業を行っている店舗のエネルギー使用量(熱+電気)の合計が原油換算で KI/年以上の事業者」など或いは、「エネルギー使用量の多い一定規模以上の自動販売機を設置する事業者」は、たとえば、「長野県内に設置している自動販売機の台数が 台以上の事業者」などと仮定義しているが、具体的な数値で各事業者を特定するのはいつ頃になるのでしょうか。	
						県民意見	22	・「グリーン電力」・・・とありますが、「グリーン電力証書」等の再生可能エネルギーのクレジットを保有するものも含める、と追記いただければ国内の再生可能エネルギー普及拡大へ寄与できるものと考えます。(再掲)	
						県民意見	12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)	
						県民意見	23	・現在、チェーンストア各社は自主的な取り組みとして省エネ機器の導入など、温暖化防止対策に努めている。協会としても経済産業省の温暖化対策自主行動計画フォローアップに参加し、取り組み状況の報告を行っていることもあり、これらの自主的な取り組みをもって報告に代えさせていただきたい。なお、チェーンストアは広域的に共通のオペレーションを行うことでパフォーマンスを発揮するという特性があり、ある特定の地域のみでの対応は不向きであるという実情を考慮していただきたい。 さらに「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」とあるが、業種・規模を問わず全ての事業者を対象とするべきであり、一部の業種・規模の事業者に限定した義務化には反対です。(再掲)	
						県民意見	16	(24時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等) (1) 24時間営業等事業者排出量削減計画書等を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) (1)の規定により24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。	
						県民意見	17	(24時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表) 知事は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等又は24時間営業等事業者削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。	

骨 子				骨 子 に 対 す る 意 見 等		要綱 NO.	要 綱	
				発言の場	番号			
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者	イ 地域の特性を活かした協定を締結します。	<p>県は、必要に応じ24時間営業又は自動販売機に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結する。</p> <p>県は、24時間営業又は自動販売機に関して、地域(市町村・地区)からの申し出を受けた場合は、関係者の意見を聴いて、県と地域と事業者の3者で協定を締結する。</p> <p>県は、協定を締結した場合は、公表する。</p>	説明会 (佐久)	42	<p>18 (24時間営業等事業者との協定)</p> <p>(1) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、市町村長又は地区の代表者からの申し出を受けた場合には、関係者の意見を聴いて、市町村長又は地区の代表者並びに24時間営業等事業者と協定を締結するよう努めなければならない。</p>	
					県民意見	43		<p>19 (24時間営業等事業者との協定の公表)</p> <p>知事は、18の規定による協定が締結されたときは、規則で定める方法により、その内容を公表しなければならない。</p>
					44			
					45			
					46			
					47			
					14			
					15			
					48			

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱		
		場	番号					
5	(1)	エネルギー供給事業者	a	県民意見	49	<p>全てのエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギーの導入を推進する。 [努力義務]</p> <p>・エネルギー供給事業者の扱いの中で自家発電を行っている事業者は含まれることはないと判断していますが念のために質問です。</p>	10	<p>(事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制) 事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。(再掲)</p>
			b	県民意見	50 51 52 53 54	<p>一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書(エネルギー源の種類が分かるもの)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (次ページに続く)</p> <p>・<意見> 導入計画書、実績報告書に関する記載内容、および公表内容等の詳細検討にあたっては、長野県事務局と義務付け関係団体との間で十分に協議・調整されるようお願いします。また、検討会および審議会においては、義務付け関係団体の意見も踏まえた上で、ご審議いただきたい。</p> <p>・<意見> 再生可能エネルギーの導入目標量については、国の施策を尊重していただき、長野県独自の義務量を関係団体へ課すことのないようご配慮願います。 <理由> 国の施策であるRPS法に加え、RPS法で課せられた利用目標量よりも厳しい利用目標量の遵守を義務付けるといふ地域に限った規制を課すことは、「二重規制」であり、全国規模での市場メカニズムを活用したエネルギー政策との整合性に疑問であると考えます。</p> <p>・<意見> 再生可能エネルギーの定義は、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱、雪氷熱、マイクロ水力とされていますが、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーやマイクロ水力以外の水力発電も含めるべきと考えます。 <理由> 条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、廃棄物発電やマイクロ水力以外の水力発電も有効な施策と考えます。</p> <p>・<意見> 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関し、エネルギー源の種類が分かるものの記載については、企業経営およびお客さまに影響を与えることから受け入れることができないので、一括とさせていただきたい。 <理由> 地域の社会的・自然的特性や経済性などを総合的に判断したうえで、適材適所で利用する再生可能エネルギーを選択しており、RPS法においても、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量が定められている訳ではありません。 また、再生可能エネルギーの導入計画書および実績報告書をエネルギー源の種類・内訳が分かるような様式で提出・公表されることにより、エネルギー源ごとの利用量に関する評価基準が存在しない状況下で無意味な議論を引き起こす懸念や、全国大の需給バランス、すなわち市場に委ねるべきRPSクレジットの価格が高騰し、公共料金に影響を与える可能性があり、お客さまが不利益を被る恐れがあります。</p> <p>・<意見> 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、会社全体での数値とさせていただきたくお願いします。 <理由> 長野県をはじめ中部5県下に保有する設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や経済性などを総合的に判断したうえで、適材適所で利用する再生可能エネルギーを選択しており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解いただきたい。</p>	36 37 38	<p>(再生可能エネルギー導入計画書の作成等) (1) 県内にエネルギーを供給している者(以下「エネルギー供給事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。 ア エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合の拡大に係る基本方針、措置及び自主数値目標 イ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の状況 ウ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標 エ 計画の推進に係る体制等 (3) 特定エネルギー供給事業者以外のエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出することができる。 (4) エネルギー供給事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書に変更があった場合は、変更後の再生可能エネルギー導入計画書を知事に提出しなければならない。 (5) エネルギー供給事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書及び変更後の再生可能エネルギー導入計画書(以下「再生可能エネルギー導入計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>(再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等) (1) 再生可能エネルギー導入計画書等を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した再生可能エネルギー導入実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) (1)の規定により再生可能エネルギー導入実績報告書を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>(再生可能エネルギー導入計画書等の公表) 知事は、再生可能エネルギー導入計画書等又は再生可能エネルギー導入実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。</p>

骨 子				発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	エネルギー供給事業者	b (前ページからの続き)	県民意見	55	<p><意見> 導入計画書の目標年度は、年度ごとではなく、企業が置いている目標年度とさせていただきようお願いします。 <理由> エネルギー設備は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではないことから、企業が置いている目標年度(2010年度)とさせていただきたい。</p>		(前ページからの続き)
					56	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正により導入される「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」においては、温室効果ガスの種類ごとの排出量を公表することで制度対象者の権利・利益を侵害するおそれがある場合は、権利・利益の保護に係る請求ができる仕組みとなっています。本条例についても、同様な配慮が必要と考えます。</p>		
					57	<p>再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関し、エネルギー源の種類が分かるものの記載については、企業経営およびお客さまに影響を与えるおそれがあることからご容赦いただき、一括とさせていただけるようお願いします。 <理由> RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するにあたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在していることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほか、新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット)の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズムを活用しようというものです。 このような市場メカニズムを活用したRPS法のもとで、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害され、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵害されるおそれがあります。 また、RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量までは定められておらず、事業者に電源選択の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネルギーの導入を進めることとなっています。言い換えれば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないものと考えられます。</p>		
					58	<p>導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いします。 <理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。 また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>		
					59	<p>導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いします。 <理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>		
					12	<p>概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか？概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)</p>		

骨 子			発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
5 分野別の地球温暖化対策	(2) 交通・自動車利用に係る対策	自動車から公共交通機関等への利用転換を図ります。	説明会 (佐久)	60	・しなの鉄道と小海線の乗り継ぎが悪い。小諸駅で1時間ぐらい待つことがある。東京から新幹線で軽井沢に帰ってきて、信濃追分までしなの鉄道に乗ろうとするとこれも乗り継ぎが悪い。鉄道を使おうと思っても、結局車で迎えに来てもらうことになってしまう。	20 (自動車等の使用抑制) (1) 事業者、県民並びに滞在者及び旅行者は、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は原動機付き自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付き自転車をいう。以下同じ。)(以下「自動車等」という。)の使用の抑制に努めなければならない。		
		県民等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。[努力義務] 県は、そのために公共交通体系の整備に取り組む。[義務付け]		説明会 (飯田)	61			・公共交通機関を使っているのはほとんど学生。その意見を入れるような方法を
62	・自転車への利用促進は飯田地域のような坂道の多いところでは現実的ではない。							
県民意見	63			・公共交通機関への利用切り替えは、従前から取組んでおり、現状で出来る範囲としては、もうやり尽くした感がします。それらを踏まえて今後の対策の中では従前の交通機関、特にバス路線(長野市の場合)のあり方について見なおしが必要です。郊外からの通勤の場合、長野駅方面への放射線路上にバスが集中しているため、乗り換えを必要とする乗客が多くまたそのため所要時間がかかり、マイカーを利用しないと所定時間内に会社に着かないなどの理由でバス利用の増加につながらないケースがあります。それぞれの会社の所在地は昔と違い郊外立地の企業が多く、住宅地と会社の位置を調査し現状に即した路線の変更を含め対策を検討したほうが良いのではないのでしょうか。				
	64			・パークアンドライド方式については、通勤時も考慮して施設化すると総交通量の抑制につながるのではと考えます。				
	65		・マイカーからの自主的な転換は今までの実情から期待できない、従って強制力の伴う制度的なものを考慮する必要が不可欠でないでしょうか。 公共交通体系の整備のみが「義務付け」では無理で前提として、政策による利用転換することを「努力義務」から「義務付け」とすべきと思われますがいかがでしょうか。					
マイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。	一定要件以上の事業者は、定期的に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[努力義務]	県民意見	66	・公共交通機関の状況、通勤経路、労組協議、等数多くの課題があります。努力義務としながらも、実績報告者の提出、公表という措置は義務付けと同様の対応となってしまうと考えます。	(2) 事業者は、その従業員が通勤のために使用する自己所有の自動車等の使用の抑制に努めなければならない。			
a			67	・一定要件以上の事業者について複数の事業所、工場を持つ事業者はその対象を集計し報告を行う場合、地域事情に合せた取組みが予想され最終的には事業所、工場単位の活動に成らざるを得ないと考えます。従って交通・自動車利用に係る対策も一定要件以上の事業所、工場を基本にすることが望ましいと考えます。				
			12	・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか？概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)				
								21 (自動車等の適正な整備及び運転の推進) 自動車等を使用し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の量を最小限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転に努めなければならない。
5 分野別の地球温暖化対策	(2) 交通・自動車利用に係る対策	トップのアイドリング・ストップの実施を推進します。	a		全てのドライバーは、アイドリング・ストップの実施を徹底する。[努力義務]	22 (アイドリング・ストップの実施) 自動車等を運転する者は、駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること(人の乗降のための停止を除く。))又は自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者が直ちに運転することができない程度にその自動車を離れることをいう。以下同じ。)をするときは、当該自動車等の原動機を停止(以下「アイドリング・ストップ」という。)するよう努めなければならない。ただし、アイドリング・ストップすることができないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。		

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
5 分野別の地球温暖化対策	(2)交通・自動車利用に係る対策	実施を推進します。 アイドリング・ストップの	b	全ての駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[努力義務]			23 (駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務) (1) 駐車場を設置、又は管理している者(以下「駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合(22ただし書に規定する場合を除く。(2)において同じ。)においてはアイドリング・ストップを行うことを周知するよう努めなければならない。 (2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者(以下「特定駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においてはアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。
			c	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[義務付け]			
			a	県民等は、温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。[努力義務]	説明会 (長野)	68	・低公害車の例示の電気自動車は本当に環境にやさしいのか。ハイブリッド車もリサイクルの面で問題があるのではないか。
		b	一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]	県民意見	69 ・コスト負担の問題があるため、税制優遇措置など事業者の負担が大きくなるよう配慮をお願いします。 また、義務付けで無く努力義務が適切かと考えます。 70 <意 見> 条例による本制度導入の必要性について、合理的な説明をされるようお願いいたします。 <理 由> 改正省エネ法において、一定規模以上の運輸事業者、荷主に対して省エネ計画の策定、エネルギー使用量等を国へ報告することが義務化されるため、運輸事業者にとっては二重規制となります。また、運輸事業者以外の者で、自らの事業活動に伴って自動車を使用する者にとっては、省エネ法の上乗せ規制となる懸念があります。 71 ・改正省エネ法において、一定規模以上の運輸事業者、荷主に対して省エネ計画の策定、エネルギー使用量等を国へ報告することが義務化されるため、二重規制となる懸念があります。 12 ・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか？概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)	26 (自動車管理計画書の作成等) (1) 県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、規則で定める台数以上の自動車を使用する者(以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 自動車管理計画書には、環境性能に優れた自動車の導入を図るための基本方針、措置及び自主数値目標等を記載するものとする。 (3) 大口自動車使用事業者以外の自動車使用事業者は、自動車管理計画書を作成し、知事に提出することができる。 (4) 自動車使用事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した自動車管理計画書に変更があった場合は、変更後の自動車管理計画書を知事に提出しなければならない。 (5) 自動車使用事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した自動車管理計画書及び変更後の自動車管理計画書(以下「自動車管理計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。 27 (自動車管理実績報告書の提出等) (1) 自動車管理計画書等を提出した自動車使用事業者は、自動車管理計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した自動車管理実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) (1)の規定により自動車管理実績報告書を提出した自動車使用事業者は、自動車管理実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。 28 (自動車管理計画書等の公表) 知事は、自動車管理計画書等又は自動車管理実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。	

骨 子			発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
			場	番号				
5 分野別の地球温暖化対策	(2)交通・自動車利用に係る対策	自動車に関する環境情報は提供しません。	a	自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[努力義務]			25 (自動車販売事業者等による環境情報の提供) (1) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)を販売する者(以下「自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車について規則で定める事項(以下「環境情報」という。)について情報提供を行うよう努めなければならない。 (2) 自動車販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、環境情報について情報提供を行わなければならない。 (3) 自動車賃貸事業者は、自動車を賃借しようとする者に対し、規則で定める事項について情報提供を行うよう努めなければならない。	
			b	一定規模以上の自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]				
5 分野別の地球温暖化対策	(3)家電製品に係る対策	趣旨		家庭等における省エネルギー性能の高い電気機器等の普及など、省エネルギーの取組みを促進します。特に家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、家電販売事業者に対して、エアコンや冷蔵庫などの家庭におけるエネルギー消費量の多い家電製品について、店頭における省エネルギー性能の表示や購入者への説明を求めるなど、県民が家電製品を購入する際に、省エネルギー型家電製品を選択するよう適切な情報提供を促進します。	県民意見	72		・「取組み」という表現があるが、他のところでは「取組」が使われている。また動詞的に使われる「取り組む」という表現もある。送り仮名については公文書として統一し、文字などのチェックをおこなうこと。他にも「・」と「、」が混在している場所もある。
			a	県民等は、エネルギー消費量の少ない家電製品等を購入、使用する。[努力義務]				29 (エネルギー消費量の少ない電気機器等の購入、使用) 電気機器、ガス器具等(以下「電気機器等」という。)を使用、又は購入しようとする者は、エネルギー消費量の少ない電気機器等を使用、又は購入するよう努めなければならない。
			b	家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[努力義務]	説明会(長野)	73	・省エネラベルは、メーカーに義務付けしてはどうか。	30 (特定電気機器等における省エネラベルの表示) (1) 電気機器等のうち、規則で定めるもの(以下「特定電気機器等」という。)を店頭において販売する者(以下「電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、陳列する特定電気機器等について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等を示す事項を記載した知事が定める書面(以下「省エネラベル」という。)を、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うなど情報提供を行うよう努めなければならない。
				家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[義務付け]	県民意見	74	・電機業界での地域家電店としても、高齢化や後継者難等によりパソコンが十分に実動していないのが現状であります。つきましては、検討事項に対する問題点を申し述べます。小規模の家電店の経営に負荷がかからないよう切に要望いたします。 上述のとおり、対象機種の省エネラベルを各店ごとに出力して活用することは難しい状況にあります。但し、ラベルの提供を受けて、消費者に対する説明等は可能。 この場合、全国組織「全国電機商業組合連合会」もあり、都道府県毎の実施内容に大きな差がないことが必要です。	
c	一定規模以上の家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[義務付け]			75	・小規模の地域家電店は、(全国的適用を含めて)一步譲っても[努力義務]が前提となります。従って、[義務付け]は絶対反対であります。 また、一定規模以上の範囲区分も難しく、どうしても[義務付け]を適用する場合は資本力や展示台数等が多い広域量販店に対し適用することを望みます。			
							(2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うなど情報提供を行わなければならない。	

骨 子			発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱			
5 分野別の地球温暖化対策	(4)建築物に係る対策	a	県民意見	76	・「住宅をはじめ建築物の」を「個人住宅、集合住宅及び公共施設などの建築物の」とすべき。一般住宅に比べ集合住宅や公共施設(bの一定基準に満たない建築物)の方が、雨水や中水道活用施設や断熱構造等を取り入れた場合の効果が大きい。	31	(環境配慮の向上) 住宅をはじめ建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ)の新築、増築及び改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、地球温暖化対策指針に基づき、必要な措置を講じるよう努めなければならない。			
		b			県民意見	77	・計画や仕様の決定時期の問題、温室効果ガス発生量の算定、対応コスト算定等専門技術、コスト知識など高いレベルが必要であり、現時点では運用に耐える制度の報告書の作成はかなり難しいものと考えます。また、県産材の使用などは別の次元であると考えます。	32	(建築物環境配慮計画書の作成等) (1) 規則で定める規模を超える建築物を新築等しようとする者(以下、「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 建築物環境配慮計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針、措置等を記載するものとする。 (3) 特定建築主は、(1)の規定により提出した建築物環境配慮計画書に変更があった場合は、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。 (4) 特定建築主は、(1)及び(3)の規定により提出した建築物環境配慮計画書及び変更後の建築物環境配慮計画書(以下、「建築物環境配慮書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。	
							78			<意見> 改正省エネ法においても同様に住宅・建築物に関し、省エネ措置の届出が義務化されるため、二重規制となるので削除をお願いします。
							79			<意見> 本制度については、公表する意義がないと考えます。 <理由> 改正省エネ法においては、国へ省エネ措置を届出するのみで、公表はされません。
							80			・改正省エネ法においても同様に住宅・建築物に関し、省エネ措置の届出が義務化されるため、二重規制となる懸念があります。
							12			・概要を公表するのではなく、概要とともに詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか? 概要の報告だけでは、課題を正しく把握できない。(再掲)
21	・事業者だけでなく、県も建物を新築する場合は環境配慮計画を作成すべきである。従ってhとして以下を追加する。h「国、県、市町村など公共の建物は、新築・改装等をする場合は、規模に関わらず温暖化対策(断熱化・県産材の使用・再生エネルギー利用・屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画等を作成、公表する。」「[義務付け](再掲)									
(5)再生可能エネルギーの利用に係る対策	a	県民意見				34	(再生可能エネルギーの優先的利用) 事業者及び県民は、事業活動及び日常活動において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。			
	b					県は、率先して再生可能エネルギーを導入・活用する。 [努力義務]	35	(県による再生可能エネルギーの導入、活用) 県は、率先して再生可能エネルギーを導入、活用するよう努めなければならない。		

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
5 分野別の地球温暖化対策	(項目名)	県民意見	81	・第7回検討会配付資料「資料(地球温暖化対策条例(仮称)の骨子について(案) PDF形式:138KB/A3 25ﾊﾞｰｼﾞ)」中の意見等番号323にあるように都市緑化の推進について記載し、項目名を「森林の整備及び都市の緑化に係る対策」とすべき。		
	趣 旨		82	<意 見> 県民計画では、「森林によるCO2吸収量はカウントしない」となっており矛盾している。森林によるCO2の吸収量を明確化して、温暖化防止対策に組み込んだCO2削減条例としていただきたい。 <理 由> 長野県は森林県であり、長野県の特徴を生かした条例制定にあたっては、もっとも特徴的な施策と考えられる。事業者・県民への規制強化を進めるだけでなく、県土のポテンシャルを生かした長野県らしい施策を作りたい。 薪炭、木質ペレット、バイオマス利用などの率先活用を謳っているが、これらは森林によるCO2吸収量をカウントしたうえで、はじめてカーボンニュートラルとなるシステムであることから施策に組み込まないと矛盾が生じると考えます。		
	a		県民等は、地場産再生可能資源としての県産材を率先して活用することで、森林整備を推進する。			
	b	説明会 (飯田)	83	・ペレット原料の木屑が準廃棄物の取扱になる。それを燃やすチップボイラーはゴミの焼却施設の扱いになりコスト高になる。そうなるとペレットの利用が減速する。したがって、廃棄物条例との連携をとってもらいたい。		
			84	・21.6%削減は、ペレット普及の面では懐疑的だ。実効性の確保とコストの低減を図っていくことが大事と思う。		
	県民意見	85	・本項目を実効性のあるものとするためには、「地球温暖化防止県民計画」で記載されている「森林吸収量はカウントしない」という考え方を見直していただけるようお願いいたします。 <理由> 県内で間伐した木材をバイオマス燃料として燃やした際は、森林吸収量をカウントしなければ、CO2排出になります。			
	県民意見	86	・p.1の背景と目的のなかで森林が生み出す木材資源の重要性を力説し県民の宝とまで呼んでいる。しかしながら、この章の記載内容は冒頭で長野県における取組の最重要視点としている重さを反映したものとなっていない。特に、条例骨子で「長野県ふるさとの森林づくり条例」に任せます、というのは違和感がある。温暖化防止の観点から、森林づくり条例が十分な内容なのかどうかをチェックし、不足があるなら、森林づくり条例を改正させるなどのことを進めることを示すなど、本条例の主体性を示すべきである。実際に「長野県ふるさとの森林づくり条例」を読むと、一般論としての地球温暖化防止における森林の役割(二酸化炭素吸収源)を述べているに過ぎず、「長野県地球温暖化防止県民計画」との関連性が述べられていない。つまり長野県の地球温暖化対策のなかで森林づくりがどのような位置づけにあり、どのような理念・方針・目標を持っているのかわからない。温暖化対策条例骨子でも、森林整備促進と県産材利用とあっさり書いてあるだけで、温暖化対策の中の最重要項目のひとつとしての姿を示していないものと思う。よって骨子では、森林づくり条例の不備や不足点を指摘するなり、森林づくり条例の上位の位置づけとなる考えを示すなど、温暖化防止と森林の関係性、施策の方針、施策実現のための方策までを明確にすべきである。			

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
		発言の場	番号				
5 分野別の地球温暖化対策	(7)廃棄物の発生抑制等に係る対策	県民等は、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用や適切な処理を行うとともに、レジ袋の削減や、グリーン購入など、循環型社会の形成に向けた取組を促進することにより温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]	県民意見	87	・廃棄物の発生抑制等に係る対策について、可能な限りゴミの焼却、埋め立てを削減するために、ゴミの分別に対して県内で統一できるよう、また資源ゴミ(新聞紙、雑誌等)、プラスチック、ペットボトルなどの再生可能なゴミの再生ルートも条例にいれていただくよう検討をお願いします。	39	(廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策) 事業者、県民並びに滞在者及び旅行者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源としての有効利用に努めなければならない。
				88	・グリーン購入で最も大切なことは、不要なものは買わないことである。優先順位としては、不要なものは買わないのが第一優先であり、次には環境に配慮した製品やサービスを購入するという行為になる。そのことを明記していただきたい。	40	(環境物品等の購入の促進) 物品を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、環境配慮事業者等により提供される環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。)を選択するよう努めなければならない。
6 啓発及び環境教育・環境学習	趣旨	県は、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する関心を持つよう促し、さらに関心と理解を深めるために必要な措置を講じます。	県民意見	89	・「関心を持つように促し、さらに関心と理解を深める」だけでなく、「具体的な行動に結びつくこと」を目的とした教育や学習を行うべきである。関心が深まったときにどうしたら行動に結びつけることができるのか、その糸口となることも含めて教育や学習を実施することが大切である。		(長野県環境基本条例 (環境教育及び環境学習の振興等) 第17条 県は、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、市町村その他の関係機関と協力して、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。)
	(1)啓発に係る対策	県は、市町村、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会などと協働して、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する活動に対して意欲が生じるようにするなど、啓発を行うために必要な措置を講じる。	説明会 (長野)	90	・啓発の具体的な策はあるのか。		
			91	・啓発のアイデアだが、マイナス6%分から県民一人あたりの目標値を設定し、達成した人は、税金を安くする、逆は高くする、というのはどうか。			
	(2)環境教育・環境学習に係る対策	県は、地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進する。	県民意見	92	・協働の相手に「NPO」を追加する。		
			説明会 (松本)	93	・環境教育は、カリキュラムに義務づけが必要ではないか。		
県民意見			94	・環境学習を推進する、ではなく、環境学習を実施する、という表現にしたい。必ず実施するという意思を強く打ち出すべきである。			
	92	・協働の相手に「NPO」を追加する。(再掲)					
95	・これからの未来を担う子供たちへの教育も必要不可欠だと思います。総合学習の時間を使ってぜひ子供たちに環境問題の大切さを教えていただきたいと思います。子供が環境について学び、それを実行していけば、逆に家で大人に教えてあげることが可能でしょう。子供に言われれば、それまで無関心だった大人も、その大切さに気づくのではないのでしょうか。子供が実行すれば、無関心であることを恥ずかしいと思ってくれるかも知れません。 15年程前、ある集まりで、私は環境問題を、ぜひ学校で教えていただきたいと申しました。その時に、そこに居合わせた学校の先生だという方は、学校にはそんな時間は無いと言われました。でも、あれから環境問題についてめざましい進歩があったとは思えません。事態はますます深刻です。子供たちへの教育は、ぜひ必要だと私は思います。						
96	・環境教育は「推進する」のではなく「実施する」という表現にする。						

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
		場	番号			
7 推進体制	a	県は、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携あるいは協働し、地球温暖化防止活動を積極的に推進する。				3 (県の責務) (1) 県は、国、市町村、事業者、県民及び長野県地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策推進法第24条の規定により県が指定した長野県地球温暖化防止活動推進センターをいう。)等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。 (2) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるものとする。 (再掲)
	b	長野県地球温暖化防止活動推進センターは、県域における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として積極的な取組を推進する。	説明会 (長野)	97 ・センターの役割はいいが、実態として県からの財政上の支援が少ない。これでは推進員の活用などできない。 98 ・財政上の措置を必ず行うように表記を変えてほしい。		地球温暖化対策の推進に関する法律 (都道府県地球温暖化防止活動推進センター) 第二十四条 2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。 五 前各号の事業に附帯する事業
	c	地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動の指導的役割を發揮する。				地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化防止活動推進員) 第二十三条 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

骨 子		発言の場	番号	骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱	
7	推進体制	d	地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止活動を担う実践組織として積極的な取組を推進する。	説明会 (松本)	99	・地域協議会は市町村に設置義務化してほしい。	地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策地域協議会) 第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。
8	実効性の確保	a	県は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰を行う。	説明会 (長野)	100	・アイドリングストップ、自動車販売者の環境情報提供、省エネレベルの義務付けはどのように顕彰するのか。	41 (顕彰の実施) 知事は、地球温暖化対策に関し、特に優れた取組みをした者に対し、顕彰を行うものとする。
				県民意見	101	・温暖化防止の取り組みは短期的には成果がみえず、また条例策定前に独自に努力を重ねている事業者等もあり、顕彰が公正に行われるかどうか疑問である。	
	県民意見	102	・あいまいな評価基準に基づく顕彰よりも、助成・税制など経済的措置を効果的に導入する方が、実効性が確保されると考える。	43 (勸告) 知事は、特定事業者、特定24時間営業等事業者、大口自動車使用事業者、特定建築主及び特定エネルギー供給事業者が、正当な理由なく規則で定められた書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき、若しくは、特定駐車場設置者等、特定自動車販売事業者及び特定家電製品等販売事業者が、正当な理由なく、義務を果たさなかった場合、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。			
	県民意見	103	・勧告に従わなかった者の「氏名」を公表する。について、氏名とは個人のことではないですか？ 個人名を公表し事業所名については守秘するつもりですか？ 理由はなんですか？				
b	県は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表する。	県民意見	104	・また、氏名や事業所名を公表することによる、営業妨害、個人攻撃、を県自らが行わず他人にそれを実行させるとは陰険ではないですか？	44 (勧告に従わない者の公表) 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。		
		県民意見	105	・罰則としての、営業妨害、個人攻撃は、不確定の懲罰であり、どんな法律でも行き過ぎを防止するため最高(最も重い)罰則を既定しています。攻撃対象によっては、数億円にも匹敵する損失を被る場合もありえます。況してや届出を怠ったことと地球温暖化防止に積極的に活動しないこととは必ずしも一致しない場合もあり、本末転倒ではないですか？			
				県民意見	106	・実効性の確保のためには、環境に配慮した商品やサービスについて、県がどのようなものをどの業者から購入したか、全てのリストを公表するのがよいと考える。あるいは「この業者からは買わない」という宣言も有効だと考える。事業者を刺激する施策が必要ではないか。	
9	条例の見直し		県は、必要に応じ条例を見直す。	県民意見	107	・施策の実施状況及び評価は第三者機関が定期的に行うものとし、見直しの都度県民からの意見募集を行うものとするべき。	45 (条例の見直し) 県は、この条例の目的を達成するため、社会経済情勢の変化や施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、その見直しを行うものとする。

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
		場	番号			
					42	(指導及び助言) 知事は、この条例に基づく地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができる。
					46	(市町村の条例との関係) 市町村が、この条例に定める手続きその他の内容に関して、同等の規定を有する条例を制定したと認められる場合には、適用を除外する。
					47	(委 任) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
					48	(施行日) この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 章 の規定は、平成 年 月 日から施行する。
全般的なこと		説明会 (長野)	108	・県への要望だが、説明会はまだ人が集まりやすいように日時の設定を考えてほしい。今後は環境もブランド化していくことも必要と思う。また、観光者の記述はちょっと異なる感じがする。		
			109	・広報がうまくいっていない。もっと日時ややり方を考えてほしい。		
			110	・実効ある内容にするためには総花的な条例ではなく、項目を絞り込む必要がある。		
			111	・(検討会委員)県民への周知に県はもっと努力すべきだ。テレビやラジオを使ってやるのが効果がある。		
			112	・(検討会委員)広報ながの県(新聞)にも載せられればいい。		
		説明会 (飯田)	113	・これしか説明会の出席者がいない。PR不足ではないか。条例は実効が上がるのか。		
			114	・対策のPRも目に見える形でお願したい。		
		説明会 (松本)	115	・温室効果ガス排出量の数値は推測だが、リアルタイムに正確な数字が拾える条例にされたい。(例えば、電力に関しては各戸のデータから積み上げられないか。)		
			116	・国では法律など定めているがうまくいっていない。県でも同じことはいけないと思う。		
			117	・県民の意見を聞くというが、踏み込んだ説明が必要だ。		
			118	・県民に分かりやすい説明を考えてほしい。例えば、電気を1分止めると二酸化炭素がいくら減るといような... 施策では、長野県の豊かな自然が吸収する量と県全体の排出量を数値で示し、自然(森林)を活用すればこんな数値になりますというような特色ある県民益につながるような条例にしてほしい。		
			119	・これをやったら何%減るとい目標を設定してほしい。		
説明会 (佐久)	120	・一定規模以上の事業者はいつごろ決まるのか。				

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
		発言の場	番号			
全般的なこと		県民意見	121	<p>・条例そのものの性格としては、ガイドライン、行政の姿勢等に留めておき、企業への義務付け等の施策については、企業独自で環境ISO推進を実施している状況や、環境庁主導で国民運動として行っている「チームマイナス6%」の状況、コスト負担の問題などもあるため、努力目標としておくべきではないかと考えます。</p>		
			122	<p>・条例制定のプロセスには慎重で十分な議論、意見聴取、スケジュールにて検討推進をお願いします。議会上程期日を絶対として性急な推進を行うがあまり、十分な議論を経ずに制定されてしまうということが無いようお願いいたします。</p>		
			123	<p>・環境ISOの認証を受けている事業所では、環境ISOの活動を行う程度で良いのではないかと考えます。 (対象を環境ISOと同じ考え方としていただけると効率的に対応できます。また、コスト負担の問題などもあり、削減施策が変更する場合もあり、活動結果報告のみでもよるしいのではと考えます。)</p>		
			124	<p>・地球温暖化問題は、あらゆる主体の活動により排出されるCO2が主な原因であり、特定の事業者等が排出するNOX、SOXなどが原因である地域環境問題と比べ、「加害者自身が被害者」、「地球規模で環境に影響を及ぼす」という特徴があることから、広い範囲で、あらゆる主体が、それぞれの立場で努力していく必要があります。 このため、地域の自然的・社会的条件等を考慮に入れながら、地場の事業者への助言、地域住民へのライフ・スタイル変革提言など、地方自治体の自主性を尊重した温暖化施策の検討が重要と考えます。 しかし、地方自治体の温暖化施策の検討に際しては、「環境と経済の両立」を基本とした省エネ対策、エネルギー効率の向上等、国の温暖化に関する施策・措置との連携を図りながら、わが国全体としての効果的な温室効果ガス排出削減の実現が阻害されないようお願いいたします。 また、条例の詳細検討にあたっては、長野県事務局と義務付け関係団体との間で十分に協議・調整されるようお願いいたします。</p>		
			125	<p>・地球温暖化対策条例(仮称)骨子には有りませんが個人・企業が即簡単に実行できる方法が有ります 自動車のアイドリングや家電の節約利用なども当然ですが現在市販されている自動車の燃費率削減商品がたくさん有ります、 価格も低く、自動車を走らせて消費する燃料が普通に走って15%から25%が減らせる商品が出回って居ます、 このような商品を企業所有自動車、個人所有自動車に取り付けるように、補助金など要らないから、県が奨励し、結果を報告した成績の良かった場合に何らかの表彰したらいかがですか、商品は顧客が選択します。</p>		
			126	<p>・「長野県 地球温暖化対策条例」施行後、長野県全体で温室効果ガス削減がどの程度進捗されたのかという検証は県で行うのでしょうか。またその数値は年度ごとに公表されるのでしょうか。</p>		
			127	<p>・条例の詳細検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務付け関係団体との間で十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。また、検討会および審議会においては、当社をはじめとする義務付け関係団体の意見も踏まえた上で、ご審議いただけるようお願いいたします。</p>		

骨子	発言の場		骨子に対する意見等	要綱NO.	要綱
	場	番号			
全般的なこと	県民意見	128	・バスで参加された方は3名であったかと残念でした。まずは自分達から率先垂範ではないのかな、と思いました。		
		129	・骨子について、検討会委員の仰るように、大店法の規制緩和や営業の自由が認められていると言う中で、私は、こんな緩い条例で2012年までに6%目標が達成できる条例なのか、まったく疑問であります。役所だって松本城周辺から島立と島内の境界線に引っ越しました。井上デパートも山形村に、、、用事のある人はこちらえどうぞとばかり、市内は空洞化して、自家用自動車が必要になる訳ですね。県知事の権限でストップできる土地利用の規制強化をして、郊外型の店舗の進出、無闇な田園地帯の開発、工場進出の抑制を条文に盛り込む事を望みます。		
		130	・市町村へのアプローチが足りないように思います。今回の様な説明会にも市町村の環境課等を招集されるべきではないか。私は旧穂高町から推薦されて参加しましたが、役所はあまり積極的ではありません。御国や県任せを強く感じます。		
		131	・日本的に緩やかであるが、前に進めようと言う条例になって行くことを期待したい思います。		
		132	・条例についての啓発活動を積極的に行い、広く県民の理解を得られるような活動を行っていただきたいと思います。		
		133	・骨子(案)に対してパブリックコメントを募集しておきながら、集まった意見に対して県からは何の説明もない。今回の骨子への意見募集においても、前回の骨子(案)に対してどのような意見が集まり、それに対して県あるいは地球温暖化対策検討会がどのように考えたのかを示したうえで、骨子への意見を募るのが本来の姿であるはずなのに、いっさい説明がない。やっ、第7回地球温暖化対策検討会の配布資料の中にパブコメや説明会での意見を見つけたが、その資料においても“(修正なし)”のひとことで片付けており、どのような理由によって修正なしとしたのかの説明がない。このような扱いは、県民意見を無視したものである。県は、早急に前回の骨子(案)に対しどのような意見が集まり、それに対してどのような考えに基づいて結論を出し骨子としたのかを示すべきである。もちろん、今回の骨子への意見募集に対しても同様である。 意見は多様であり、自分の述べた意見が全て受け入れられるなどとは誰も思っていない。しかし、結論としては採用しない意見でも、なぜ採用しないのかその理由が重要であり、県にはその説明責任があり、それが県民への礼儀でもあるはずである。意見を聴くとはどういうことなのか、県はよく認識すべきである。		
		134	・努力義務の項目は、義務付けと変更すべきである。努力義務という言葉は、何もなくてよい、と同義に受けとめられる場合が多いと考える。もし努力義務ということであれば、県や市町村が手厚いサポートを行い、結果的には義務付けによって全員参加したのと同じ状態が実現されることを目指すべきである。		
		135	・地球温暖化対策には、多方面からの取りくみが、必要だと思います。依然として意識の高い人と低い人の違いがありすぎると感じます。 個人としてできることは、いくらでもあります。簡単なことからいえば、レジ袋を使わず、マイバックで買物をする。必要のない電気は消す。洗たくにはフロののり湯を使う。これからいえば暖房の設定温度を上げすぎない。車はなるべく使わず、自転車や歩き、公共の乗物を使う。ゴミを出さない工夫をする。挙げていけばきりはないと思います。出来ることは多いのに、やらない人が多いのはなぜでしょうか。興味のない人、面倒くさいと思う人、理由は色々でしょう。そういう人たちにも、温暖化防止に協力する気持ちが芽生えるように、工夫することも必要かなと思います。		
		136	・テレビのニュースなどで、温暖化防止、環境問題に積極的な企業や、人物等を紹介して、それが、どんなに大切かも含めて放送すれば一般の人の目にも触れることも増え、意識が少しづつ高まるかもしれません。でも、ニュースで、というのは難しいでしょうか。		

骨 子		発言の場		骨 子 に 対 す る 意 見 等	要綱 NO.	要 綱
		場	番号			
全般的なこと		県民意見	137	・第7回検討会資料によると前回意見募集や説明会等において出された333件の意見が掲載されているが、その中で本骨子に反映された意見はごく少数であり、意見提出が有意義だったのか、公正に扱われたのか疑問である。それぞれの意見への対応方針(少なくとも概要)を公表されたい。		
			138	・この条例で述べられているように、長野県の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動および協働により実現させるという目的には賛成です。 しかしながら、具体的な対策を検討するにあたっては、環境対策と経済性を両立させることを基本とし、国の施策と整合をとること、つまり「二重規制」とならないことが不可欠と考えます。たとえば、再生可能エネルギーの導入目標量の設定について、国で定めたRPS法で課された目標値よりも厳しい目標値を設定するようなことは、あってはならないと考えます。また、現在の長野県の景気状況を考慮しますと、市場メカニズムを無視した負担の義務化やエネルギー源別に詳細な目標量を設定するなど県内の事業者の自由な経済活動を損なうようなことは、今後が憂慮され、県民として受け入れがたいことです。 地球温暖化問題は、あらゆる主体のあらゆる活動により排出されるCO2の排出が原因であることから、加害者自身が被害者となること、日本のみならず地球規模での影響が出ることがその特徴です。このため、長野県におかれましては、国全体の施策を尊重するとともに、地域の自然的・社会的条件等を考慮に入れながら、地場の事業者への助言、地域住民へのライフ・スタイル変革提言など、地方自治体の自主性を尊重した温暖化対策を講じることにより、より豊かな社会、環境に優しい社会を築いていくべきだと考えます。		
			20	・条例案の中で県の対応について掲げてありますが4(1)「では調査、研究をこれから行うとしてあり県民、事業者への対策の義務化と平行に行うのは遅すぎる対応ではないか考えます。その例を含めもう少し具体的な内容・スケジュール等の説明が欲しいと云う意見です。(再掲)		
			139	・10月18日の説明会の折、ヒント的に意見申しあげましたが聞き入れられなかったのか聞く耳を持たなかったのか、終了時の高笑いのとおり馬鹿にしているのか?、まったく改善されていません。		
			140	・「他の文献等とも...」と申しあげたはず。公害防止条例等を参考に熟慮されたい。		
			141	・「県は」...。「県に」提出...。について、環境防止条例では「県」の使用目的を「知事に」提出...となってきちんと使分けをしています		